第2弾小売店舗等復興応援券交付事業募集要項

この要項は、小城市小売店舗等復興応援券交付事業実施要綱(以下「要綱」という。)第8条第1項に基づき、第2弾小売店舗等復興応援券(1枚500円)を使用できる店舗等を登録するため、第2弾復興応援券特定事業者の応募要件等を次のとおり定めます。

1	復興応援券の額	【額 面】1 人につき 3,000 円(1 枚 500 円×6 枚綴り×1 冊)
	発行見込み額	【発行見込額】45,000 人×3,000 円=135,000,000 円
2	募集要件	① 小城市内に店舗を有すること
		② 小城市小売店舗等復興応援券交付事業実施要綱及びこの要項
		を遵守すること
3	応募期限	第一次締め切り 令和3年3月5日(金曜日)
		追加応募期限 令和3年8月31日(火曜日)
4	使用期間	発行日から令和3年8月31日まで
5	登録証の発行	市は申込書に不備がないか確認し、申込者に「第2弾小売店舗等
		復興応援券特定事業者証」(以下「登録証」という。)を発行します。
6	登録期間	令和3年3月10日(復興応援券使用開始予定日)
		~令和3年9月30日(最終換金依頼日迄)
7	換金方法等	後日、登録申込者に通知します。
8	使用制限	小売店舗等復興応援券が使えないもの
		(1) 不動産や金融商品
		(2) たばこ
		(3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
		(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和
		23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊
		営業において提供される役務
		(5) 国税、地方税や使用料などの公祖公課
		※使用料…市指定ゴミ袋など

注意事項

特定事業者となったものは、次のことを遵守してください。もし違反した場合は、特定 事業者の登録を取り消し、換金を依頼している分については入金を行いません。

- ① 要綱第7条第4項及び第5項により、使用された小売店舗等復興応援券を再使用したり、他に譲渡したりしてはいけません。
- ② 令和3年8月31日以後に使用された小売店舗等復興応援券を換金してはいけません。
- ③ <u>換金期限(令和3年9月30日)を過ぎた復興応援券は換金することができません。</u>期日までに必ず換金を済ませてください。なお、それにより受けた損失については一切補償しません。